

市立保育所の機能と役割について

幅広い年齢層の保育士を効果的に活用し、地域子育て支援のニーズを把握し、虐待児童やDVなどリスクのある在宅子育て家庭の子どもに対する子育てのセーフティネットとしての役割を担う。

< 公立保育所における取組 >

在宅子育て家庭への支援

「在宅子育て家庭支援保育士」の配置

新たに「在宅子育て家庭支援保育士」を公立保育所7か所に配置し、在宅で子育てに悩みや不安を抱える親を支援するため、家庭訪問し、相談に応じる。（平成19年度）

地域子育て支援センターの設置

平成11年8月から、公立保育所4か所に設置し、保育所や幼稚園に通っていない子どもと保護者が、気軽に集い、自由に遊べる場を定期用している。

【事業内容】

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談及び援助
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等

（現在、公立保育所としては、中央・総持寺保育所に併設）

地域開放事業

保育所を開放し、在宅の親子と保育所の子どもたちや地域の人々との交流を促進し、家に閉じこもりがちな子育てをする保護者への支援を図っている。

子育て相談

地域開放の日に合わせ、保育士や看護師が子育て相談に応じている。

あかちゃん あそぼ

平成 23 年度から、概ね、7・8か月の赤ちゃんと保護者の交流会を開催（手遊びや親子のふれあい遊び）

< その他、市における主な取組 >

こんにちは赤ちゃん事業

平成 20 年度には、子どもの発育を含めた総合的な在宅家庭への支援を発展させるため、「在宅子育て家庭支援保育士」の配置を見直し、新たに「こんにちは赤ちゃん事業」として、子育て支援総合センターで実施。

【こんにちは赤ちゃん事業の概要】

本市に住所を有する生後 4 か月以内の乳児のいる家庭を対象に、親子の心身の状況や養育環境等を把握するとともに、育児に関する助言及び子育て支援に関する情報等の提供を行うことにより、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、もって乳児の健全な育成環境の確保を図ることを目的としている。

その他の主な事業

茨木市立保育所民営化事業評価に関する報告書を参照。
（巻末資料 34 頁から 39 頁）

地域の子育てボランティアグループの立ち上げなど幅広い地域の子育て支援のネットワーク化を推進する。

< 公立保育所における取組 >

地域の子育て支援のネットワーク化の推進

地域子育て支援センターの設置（再掲）

平成 11 年 8 月から、公立保育所 4 か所に設置し、保育所や幼稚園に通っていない子どもと保護者が、気軽に集い、自由に遊べる場を定期用している。

【事業内容】

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談及び援助
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等
(現在、公立保育所としては、中央・総持寺保育所に併設)
地域における子育てサークルの立ち上げや、地域における子育てサークル活動中の方などへの支援も実施。

< その他、市における主な取組 >

子育て支援団体のネットワーク化

平成19年度から、子育て家庭を支援する活動団体等のつながりを目指して、「子育て支援ネットワーク構築会議」を立ち上げるとともに、市内を5ブロック（中央、東、西、南、北）に分け、ブロックごとの「子育て支援団体連絡会」の設置に向けた取組を実施している。

子育て支援団体連絡会には、保育所（園）、幼稚園、支援センター、つどいの広場、子育てサロン、主任民生委員、地区担保健師、子育て中の保護者（子育てサークル）などが参加し、団体等の強み・弱みを認め合いながら、子育て家庭への支援に努めている。

子育てサークルへの支援

子育てサークルを作りたい方や既に活動されている方を支援するとともに、乳幼児の健やかな成長と保護者同士の交流を促進するため、おもちゃの貸し出しや子育てサポーターを派遣するなど、地域の子育て支援のネットワーク化に向けた取組を実施している。

その他の主な事業（再掲）

茨木市立保育所民営化事業評価に関する報告書を参照。

（巻末資料 34 頁から 39 頁）

一人ひとりの子ども達の発達を支援するため、障害児保育の実績を継承しつつ、保育所機能を地域展開し、発達障害の子どもなどを含め、在宅子育て家庭における障害のある子ども達に対しても支援する。

< 公立保育所における取組 >

障害児支援

障害児保育の継承

障害のある子どもの保育については、保育所保育指針をはじめ、関係法令（発達障害者支援法など）に規定されており、公・私を問わず、その適切な実施が求められているとともに、これまでから、公・私連携した取組を実施している。

また、集団保育の中で乳幼児期から互いに尊ばれる存在であることを認め合う児童を育成することを目的として、「茨木市障害児保育実施要綱」に基づき、適切に実施している。

心理判定員による巡回指導・面接相談

保育所での子どもの様子を観察し、発達に基づく話し合いや保護者への指導及び育児相談を実施している。

（平成21年度には、心理判定員を増員）

< その他、市における主な取組 >

早期療育指導・相談

「すくすく教室」では、乳幼児健診後、発達に課題のある乳幼児の早期療育を実施するほか、発達やことばの遅れなどについての相談・指導・助言等の保護者支援を行っている。

「ばら親子教室」では、障害のある乳幼児の親子と一緒に遊びや活動を通して、生活の基礎や集団のルール、友達との関わり等を学び、成長・発達を促している。

保護者には、子どもの発達状況や関わり方等を知らせ、子どもへの理解を深めるための相談や保健・栄養指導を実施している。

知的障害児への指導・訓練

「あけぼの学園」では、知的障害のある幼児を対象に日常生活に必要な指導、訓練などを行い、全面的な発達を支援している。

要保護児童対策地域協議会の設置

要保護児童対策については、従前からネットワーク連絡会を設置し、その対応に努めているとともに、平成 18 年 4 月には、現在の名称となる協議会を設置し、要保護児童の早期発見、迅速かつ適切な保護に努めている。

被虐待児・保護者の支援

児童虐待にいたってしまった親子に対し、子どもへの関わり方等の相談を受け、子育てへの不安感・負担感の軽減に努めている。

また、所属機関での見守り・相談が受けられるように、在宅で子育てをしている親子に対して、保育所等への入所を促し、被虐待児・保護者ともに支援の充実を図っている。

家族の再統合に向けては、子ども家庭センターと連携を図り、被虐待児の家庭復帰後の支援を推進している。

その他の主な事業（再掲）

茨木市立保育所民営化事業評価に関する報告書を参照。

（巻末資料 34 頁から 39 頁）